

食品安全委員会第915回会合議事録

1. 日時 令和5年10月3日（火） 14：00～14：13

2. 場所 大会議室

3. 議事

- (1) 自見内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）挨拶
- (2) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について
 - ・農薬及び動物用医薬品「プロフラニリド」に係る食品健康影響評価について
- (3) その他

4. 出席者

(内閣府)

自見大臣、爲藤大臣秘書官

(委員)

山本委員長、浅野委員、川西委員、脇委員、香西委員、松永委員、吉田委員

(事務局)

中事務局長、及川事務局次長、重元総務課長、紀平評価第一課長、前間評価第二課長、
浜谷情報・勧告広報課長、横山農薬評価室長、今井評価情報分析官、寺谷評価調整官

5. 配付資料

資料 農薬及び動物用医薬品に係る食品健康影響評価に関する審議結果について<プロフラニリド>

6. 議事内容

○山本委員長 ただ今から第915回「食品安全委員会」会合を開催いたします。

本日は7名の委員が出席です。

本日は、自見英子食品安全担当大臣に御同席いただいております。

(1) 自見内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）挨拶

○山本委員長 早速ではございますが、自見大臣から御挨拶をいただきたいと存じます。

よろしく願いいたします。

○自見大臣 皆様、こんにちは。このたび食品安全担当大臣を拝命いたしました自見はなこでございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

食品安全委員会は、平成15年7月に創設され、今年20周年の節目を迎えられました。この間、約3,000件を超えるリスク評価を行われたと伺っております。山本委員長をはじめとした委員及び専門委員、関係の皆様様の御努力に心から感謝と敬意を表したいと思ひます。

食品の安全は、消費者の皆様様の命につながる重要なテーマです。食生活の多様化が進み、また、SDGsの目標達成に向けた流れもある中で、これまで食経験のない食品が開発される等、新たな潮流も見られており、食品の安全性に対して消費者からは高い関心が寄せられております。食品安全委員会におかれては、引き続き、国民の健康保護を第一に、科学に基づくリスク評価を進めていただきたいと思っております。

中でも最近関心の高い有機フッ素化合物（PFAS）につきましては、ワーキンググループにおいてリスク評価の調査審議が進められていると伺っております。食品安全委員会におきましては、ぜひ国内外の最新の科学的知見を専門家の皆様様に精査いただき、国民の皆様様の不安に答えられるよう、健康への影響について、これまでに分かっていることを明らかにしていただきたいと思っております。

そして、その結果に基づいて、環境省や厚労省等に対して適切なリスク管理措置を行うために必要な科学的助言を行っていただくことを強く期待しております。

なお、来年4月には食品衛生基準行政が厚生労働省から消費者庁に移管されてまいります。食品安全担当大臣といたしましては、移管後も国民の皆様様が安心して食生活を送ることができるよう、食品安全行政の推進に邁進していくことを最後に申し上げて、御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○山本委員長 自見はなこ大臣、どうも御挨拶をありがとうございました。

食品安全委員会の果たすべき役割について重要な御指摘をいただき、ありがとうございました。これからも国民の皆様様の御期待に応えられるよう努めてまいります。

自見大臣には、様々な場面でサポートいただくことになるかと思ひますが、今後ともよろしくお願ひを申し上げます。

ここで、自見大臣は他の御公務のため退席されます。どうもありがとうございました。

○自見大臣 ありがとうございました。またこれからもよろしくお願ひいたします。

（自見大臣、爲藤大臣秘書官退室）

○山本委員長 それでは、お手元でございます「食品安全委員会（第915回会合）議事次第」に従ひまして、本日の議事を進めたいと思ひます。

まず、資料の確認を事務局からお願ひします。

○重元総務課長 それでは、資料の確認をいたします。本日の資料は1点、「農薬及び動物用医薬品に係る食品健康影響評価に関する審議結果について」ブロフラニリドに関する資料でございます。

不足の資料等はございませんでしょうか。

○山本委員長 続きまして、議事に入る前に、「食品安全委員会における調査審議方法等について」に基づく事務局における確認の結果を報告してください。

○重元総務課長 御報告いたします。

事務局におきまして、委員の皆様にご提出いただきました確認書及び現時点での今回の議事に係る追加の該当事項の有無を確認いたしましたところ、本日の議事につきまして、委員会決定に規定する事項に該当する委員はいらっしゃいませんでした。

以上でございます。

○山本委員長 確認書の記載事項に変更はなく、ただ今の事務局からの報告のとおりでよろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○山本委員長 ありがとうございます。

(2) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

○山本委員長 それでは、議事に入ります。

「食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について」です。

本件については、専門調査会における審議が終了しております。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○前間評価第二課長 承知しました。

それでは、お手元の資料に基づきまして、既存の評価書から追記、修正した箇所を中心に御説明いたします。

それでは、資料の4ページ、審議の経緯の下半分にあります第2版関係を御覧ください。今回、未成熟とうもろこしやだいず等への適用拡大に係る農薬登録申請及び畜産物への基準値設定依頼があったことを受け、本年3月に厚生労働大臣から評価要請があったものです。本年4月の動物用医薬品専門調査会及び7月の農薬第二専門調査会で御審議いただき、

本日御報告するものでございます。

8ページのI. 評価対象農薬及び動物用医薬品の概要を御覧ください。

次のページ、9ページですけれども、ブロフラニリドは、昆虫のGABA受容体に作用する殺虫剤であり、農薬として用いられるほか、今般承認申請がなされている鶏に寄生するワタモ駆除を目的とした動物用医薬品の有効成分としても使用される予定です。

20ページ、(2) 作物残留試験を御覧ください。未成熟とうもろこし、だいずやあずき等の作物残留試験の成績の結果が追加されました。代謝物Cの最大残留値としてあずき(乾燥子実)を追記してございます。

同じく20ページの(3) 家畜における薬物動態試験を御覧ください。鶏を用いた薬物動態試験が追加されました。

21ページのb. 分布及び排泄(反復経口投与)にございますとおり、主要排泄経路は排泄物であり、脂肪組織に多く分布することが分かりました。

また、23ページのc. 代謝(反復経口投与)に記載のあるとおり、可食部及び卵に10%TRRを超えて検出された代謝物は、代謝物B及びEであり、そのうち代謝物Bが大半を占めておりました。

28ページの(4) 家畜等代謝試験を御覧ください。ヤギの試験が追加されました。ヤギでは、代謝物B、E、F、K、L及びMが10%TRRを超えて認められました。

30ページの(5) 家畜残留試験を御覧ください。ブロフラニリド並びに代謝物B及びEを分析対象化合物としたウシ及び鶏の残留試験が追加されております。

30ページ、①残留試験(ウシ、経口投与)に記載のあるとおり、ウシにブロフラニリドを経口投与した試験では、いずれも乳脂肪で高い残留が認められ、最大の平均残留値はブロフラニリドで0.014 mg/kg、代謝物Bで0.884 mg/kg、代謝物Eで0.014 mg/kgでした。

36ページの④残留試験(鶏、経口投与)に記載のあるとおり、鶏にブロフラニリドを経口投与した試験では、ブロフラニリド及び代謝物Eは、全ての測定試料において定量限界未満であり、代謝物Bの最大平均残留値は脂肪で0.137 mg/kgでした。

31ページにお戻りいただきまして、②残留試験(鶏、単回噴霧)に記載がございますとおり、鶏にブロフラニリドを噴霧投与した試験では、ブロフラニリドは皮膚からのみ検出され、最大平均残留値は0.05 $\mu\text{g/g}$ でした。代謝物Eは全ての測定試料において検出されませんでした。代謝物Bの最大平均残留値は皮膚で0.28 $\mu\text{g/g}$ でした。

39ページの(6) 推定摂取量を御覧ください。農産物ではブロフラニリド(親化合物のみ)、畜産物ではブロフラニリド及び代謝物Bをばく露評価対象物質として算出しておりまして、推定摂取量は表30のとおり、国民平均で136 $\mu\text{g/人/日}$ となりました。

78ページのIV. 食品健康影響評価を御覧ください。

はじめのパラグラフは、第2版改訂について記載を追記してございます。今回、鶏の薬物動態試験、家畜代謝試験並びに作物及び畜産物残留試験が追加提出されたため、第2番目のパラグラフから第6番目のパラグラフにかけまして、先ほど御説明いたしました事項

を追記してございます。

追加された情報を基に調査審議を行った結果、農産物中のばく露評価対象物質を以前と同じブロフラニリド（親化合物のみ）と設定し、畜産物中のばく露評価対象物質をブロフラニリド及び代謝物Bと新たに設定しております。

ADI及びARfDについては、80ページに記載のあるとおり、前版からの変更はございません。

以上のことから、ブロフラニリドについては、既存の評価結果に影響を及ぼすものではないことから、意見・情報の募集は行わずに、本評価結果を関係機関に通知したいと考えております。

事務局からの説明は以上です。

○山本委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、本件については、意見・情報の募集は行わないこととし、動物用医薬品専門調査会及び農薬第二専門調査会におけるものと同じ結論、すなわちブロフラニリドの許容一日摂取量を0.017 mg/kg 体重/日と設定し、急性参照用量は設定する必要がないと判断したということによろしいでしょうか。

（首肯する委員あり）

○山本委員長 ありがとうございます。

（3）その他

○山本委員長 ほかに議事はありますか。

○重元総務課長 特にございません。以上でございます。

○山本委員長 これで本日の委員会の議事は全て終了いたしました。

次回の委員会会合は、来週、10月10日火曜日14時から開催を予定しております。

以上をもちまして、第915回「食品安全委員会」会合を閉会いたします。

どうもありがとうございました。